

条例委任する場合の基準設定の類型

	「参酌すべき基準」型	「標準」型	「従うべき基準」型
法的効果	<p>「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準</p> <p>条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない</p>	<p>「標準」とは、通常よるべき基準</p> <p>条例の内容は、法令の「標準」を標準とする範囲内でなければならない</p>	<p>「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準</p> <p>条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない</p>
異なるものを定めることの許容の程度	<p>法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容</p>	<p>法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容</p>	<p>法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容</p>
備 考	<p>参酌する行為を行ったかどうかについて説明責任（行為規範）</p> <p>参酌する行為を行わなかった場合は違法</p> <p>「参考とすべき基準」「斟酌すべき基準」「勘案すべき基準」「考慮すべき基準」も同じ</p>	<p>「標準」と異なる内容について説明責任</p> <p>合理的な理由がない場合は違法</p> <p>「準則」も同じ</p>	<p>「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任</p> <p>基準の範囲を超える場合は違法</p> <p>「定めるべき基準」「遵守すべき基準」「適合すべき基準」「よるべき基準」も同じ</p>